

労働者派遣個別契約書（案）

〔派遣先〕 一般財団法人新潟県地域医療推進機構 燕労災病院（以下「甲」という。）
と〔派遣元〕 ○○○○（派**-*****。以下〔乙〕という。）とは、甲と乙とが締結した
平成○年○月○日付労働者派遣基本契約書に基づき、次の就業条件の下に労働者派遣個
別契約を締結する。

1. 業務の内容及び派遣人数

医師事務作業補助 2名

2. 就業する事業所の名称、所在地

新潟県立燕労災病院

新潟県燕市佐渡633番地

3. 組織単位

名称 診療部

組織の長（職名） 診療部長

4. 就業場所

内科、循環器内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、
眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、健康診断室

5. 指揮命令者

外科部長 ○○ ○○

TEL：0256-64-5111

6. 派遣期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日

7. 就業日および時間

月曜日～金曜日 8時15分～17時00分

8. 時間外及び土日休日労働

時間外 有 無（1日4時間、月45時間、年360時間を限度とす
ること。）

土日休日労働 有 無

9. 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日（その日が日曜日に当たる時には、その翌日）12月29日、12月30日、12月31日、1月2日、1月3日

10. 休憩時間

12時00分～14時00分（左記の時間内で60分間）

11. 派遣先責任者

新潟県立燕労災病院 事務部長 ○○ ○○

TEL：0256-64-5111

12. 派遣元責任者

○○

TEL：○○

13. 派遣先苦情の申出を受ける者

新潟県立燕労災病院 総務課長 ○○ ○○

TEL：0256-64-5111

14. 派遣元苦情の申出を受ける者

○○

TEL：○○

15. 派遣料金（消費税別）

- ・ 基本時給（1名あたり）
○円/時間
- ・ 超過勤務及び法定外休日勤務の時給（1名あたり）
○円/時間（深夜の場合 ○円/時間）
- ・ 法定休日勤務の時給（1名あたり）
○円/時間（深夜の場合 ○円/時間）

※超過勤務及び休日勤務の派遣料金の請求は、15分単位とする。

※遅刻・早退に関しては15分単位にて控除するものとする。

※交通費は、基本時給に含む。

※1時間に満たない時間の派遣料金の算出は、円未満を切捨てとする。

16. 福利厚生施設の利用

甲は、乙の派遣労働者に対し、更衣室等施設の利用に対して便宜供与に努めるものとする。

17. 安全衛生

採光・空調等に留意し、快適な作業環境とすること。

甲及び乙は、労働者派遣法第 44 条から第 47 条の 3 までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

18. 苦情処理の方法、連携体制等は次のとおりとする。

- (1) 甲における苦情の申出を受ける者が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者は、派遣元責任者に連絡するとともに、中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。その結果については派遣労働者に通知するものとする。
- (2) 乙における苦情の申出を受ける者が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者は、派遣先責任者に連絡するとともに、中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。その結果については派遣労働者に通知するものとする。
- (3) 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図るものとする。

19. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い

乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは 30 日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が 30 日に満たないときは当該解雇の日の 30 日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議したうえで適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

20. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を甲が雇用する場合には、その雇用意思を事前に乙に対して示すものとする。

21. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。

本契約の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

[派遣先] (甲)

[派遣元] (乙)